

ご利用規約

報徳会館では、宴会場のご利用に関して、円滑かつ適正に運用されますよう以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

1. 宴会会場契約

宴会会場のご利用契約はお客様からご利用日時、ご利用内容をお伺いし、宴席申込書を頂戴してから、会館が承諾した時点で成立したものとさせていただきます。お電話の場合は、日時・内容をお伺いし会場を押さえていただいた時点で成立したものととなります。(仮予約中の7日間はこの旨にあたりませんが、ご予約の際に仮予約の旨を担当者にお伝えください)

2. 宴会・会議時間と追加室料

宴会・会議室のご利用時間(当初お申込みの準備・設営開始時間から撤去完了時間まで)は所定の室料余をお支払いいただいておりますが、この時間を超過した場合は、追加室料を頂戴することになります。ただし、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

3. お支払い

会館からご提示いたしましたお見積総額を当日までにお支払い下さいますようお願い申し上げます。また、お見積総額を当日までにお支払いきれない場合は今後のご利用をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

4. お料理数量の確定

当日ご用意させていただくお料理の種類・数量につきましては7日前までに担当者へご連絡ください。ご宴席6日～当日までは数量の変更は可能ですが、料理の種類・内容を変更することはできません。また数量のキャンセルにつきましては、ご利用2日前よりキャンセル料が必要となりますので、予めご了承くださいませ。

2日前・・・ご料金の 30% パーティープランの場合お一人様金額の10%
前日・・・ご料金の 50% パーティープランの場合お一人様金額の20%
当日・・・ご料金の100% パーティープランの場合お一人様金額の40%

5. 打合せ期日

原則として、打合せはご利用日の14日前までにお願いたします。これ以後になりますと、看板など商品によりましては、当日までに手配できない場合もございます。

6. 装飾・余興等の手配

宴会・会議等に関連する装飾、機材、余興およびバンケットコンパニオン等につきましては会館より指定業者に手配させていただきます。お客様が直接会館の指定する業者以外に依頼される場合は、宴会・会議等を円滑に運営するため事前に会館にご連絡いただき、ご相談の上お手配くださいますようお願い申し上げます。(事前の同意を得ないで直接業者に依頼なさることはご遠慮ください。)

7. 直接手配の業者に対する指示

会館の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会・会議等に関連する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出または看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定あるいは設置場所の設定につきましては会館の美観、動線のこと等踏まえて一定のルールのもとに実施していただくように、会館がその業者の個々にご指示申し上げます。

8. 損害賠償

お客様(出演者、関係者を含む)およびお客様が直接ご依頼された業者の方々には、会館の施設・什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。万一、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、修理に関して指示申し上げますので、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

9. 駐車場のご利用

お客様(出演者、関係者を含む)は報徳二宮神社駐車場をご利用いただけます(無料)が、文化財保護法等により台数にも限りがございます。お日にちによっては駐車いただけない場合もございますので、予め会館担当者とお打合せください。

10. 禁止事項

- (1) 盲導犬以外の犬、猫、小鳥等の愛玩動物、家畜等のお持込。
- (2) 発火または引火性の物品等危険物の使用およびお持込。
- (3) 異臭を発生する物のお持込。
- (4) とばく等風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動。
- (5) 備品等の移動。
- (6) ご契約範囲以外の施設のご利用。
- (7) ホテル外よりの飲食物のお取り寄せおよびお持込。
- (8) その他法令で禁じられている行為。

11. 契約解除

- (1) 物品販売等において、会館が企画および販売に関与していると誤解されるような広告(DM・チラシ)等が頒布された場合は、その時点で契約を解除させていただきます。
- (2) 利用主旨がご予約時と異なる場合、ご利用をお断りし、契約を解除させていただきますのでご了承ください。
- (3) 『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(平成4年3月1日施行)により、指定暴力団および指定暴力団員等の当会館のご利用は、お断りいたします。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。)
- (4) お客様(出演者、関係者を含む)が上記の規約に違反、または恐れがある場合、あるいは他のお客様のご迷惑になるような言動をされる恐れがある場合は、会館側の判断により契約を解除させていただきますのでご了承ください。

12. 変更・取消料

- (1) ご契約をいただいている宴会・会議をお取消しされる場合は、下記の取消料を頂戴いたします。

お取消し時期	お取消料
(1) 開催当日の2ヶ月未満1ヶ月前	会議・会場使用料(基本3時間)の30%
(2) 開催当日の1ヶ月未満11日前	お見積書総額の30%
(3) 開催当日の10日～3日前の午前中	お見積書総額の50%
(4) 開催当日の3日前の午後～当日	お見積書総額の全額

実費総額…作成済みの看板、胸章、筆耕、機材等の総額をいいます。

- (2) 期日を変更される場合は12記の取消料に準じた取扱いをさせていただきますのでご了承ください。

以上